

名古屋市環境影響評価審査会運営要領

(趣旨)

第 1 この要領は、名古屋市環境影響評価審査会規則（平成11年名古屋市規則第2号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、名古屋市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるとともに、附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成12年8月8日制定。以下「事務取扱要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき、審査会の会議の傍聴に係る手続、傍聴する者が遵守すべき事項その他の必要な事項について定めるものとする。

(調査審議)

第 2 審査会は、調査審議を行うに当たり、必要に応じて、対象事業の実施予定地及び関係する地域の調査（以下「現地調査」という。）を行うことができる。

2 審査会は、現地調査を行うに当たっては、あらかじめ、事業者その他の関係者の協力について市長に要請するものとする。

3 委員及び特別委員は、調査審議を行うに当たって、審査会に出席できない場合においては、書面により意見を述べることができる。

(会議の公開)

第 3 審査会は、会議の公開に関しては、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）及び名古屋市情報公開条例施行細則（平成12年名古屋市規則第124号）に定めるもののほか、事務取扱要綱に定める手続に基づいて行うものとする。

(会議の非公開の決定)

第 4 審査会の会長は、条例第36条の趣旨を踏まえて、個々の議題について非公開とすることができる。

2 審査会の会長は、会議を非公開とした場合には、これを審査会に報告しなければならない。

(傍聴者の定員及びその決定方法)

第 5 傍聴者の定員及びその決定方法は、審査会の会長が定める。

(傍聴の手続)

第 6 審査会の会議の傍聴をしようとする者は、事務取扱要綱第3条の規定に基づき公表した「会議開催のお知らせ」に記載する方法により、傍聴の申出をするものとする。

(会議資料の提供)

第 7 審査会は、傍聴者に対しては、会議資料（非公開情報に該当するものを除く。）を提供しなければならない。

(会議場に入ることができない者)

第 8 ポスター、ビラ、拡声器の類を所持している者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす

と認められる者は、会議場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第9 傍聴者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと
- (3) 携帯電話等の音を発生させないようにすること。
- (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第10 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、審査会の会長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴者への指示)

第11 傍聴者は、傍聴にあたっては審査会の会長の指示に従うものとする。

(違反に対する措置)

第12 傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、審査会の会長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

(周知)

第13 審査会の会長は、傍聴をしようとする者及び傍聴者に対し、傍聴に係る事項について周知を図らなければならない。

(会議録)

第14 会議録及び会議の概要の確認は、審査会の会長が行う。

(準用)

第15 この要領は、規則第4条に基づく部会の会議について準用する。

(委任)

第16 この要領に定めるもののほか、審査会の運営及び会議の傍聴に関し必要な事項は、審査会の会長が審査会の会議に諮り定めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年3月12日から施行する。